

参考資料 A

条例案の構成

本資料は、条例案の「構成（章立て）」のみを示したものであり、正式な条例案（条文）ではありません。

■ 構成（案）

第1条（趣旨）

本条例の目的を定めます。

第2条（設置）

遊び場を設置する理由と位置づけを定めます。

第3条（名称および位置）

施設の名称・所在地を定めます。

第4条（事業）

遊び場で行う事業内容（遊び・創作・学び・交流）。

第5条～第12条（指定管理者制度）

管理方式・業務内容・選定・報告・変更・取消し等。

第13条～第18条（利用管理）

利用対象、開館時間（規則で定める）、利用許可、利用制限、利用取消し等。

第19条～第21条（利用料金）

料金上限、市内外区分、減免、還付等。

第22条～第25条（安全・個人情報・市による管理・委任）

損害賠償、秘密保持、市による管理、委任。

附則

施行期日および施行前の準備行為。

別表（利用料金の上限）

子ども／保護者等の利用料金（上限）。